平成２３年（フ）第１１２号
福島県いわき市常磐下湯長谷町町下６番地
市営住宅729
債務者　高橋　明彦
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９６号
青森県弘前市大字撫牛子１丁目12番地65
債務者　八木橋正道
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９７号
青森県弘前市大字撫牛子１丁目12番地65
債務者　八木橋順子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０３号
青森県弘前市大字緑ケ丘３丁目５番地14
債務者　兼平　昌彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０５号
青森県北津軽郡板柳町大字飯田字村元111番地３、住民票上の住所青森県弘前市大字新岡字萩流161番地４
債務者　今　　和浩
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０７号
青森県弘前市大字南城西２丁目２番地11
債務者　成田　俊介
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４６号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目１番11号
債務者　山田ひろみ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４６３号
名古屋市港区木場町２番地の８　ニューコーポ名南一番館1211号
債務者　鈴木　克実
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２号
佐賀県佐賀市若宮３丁目５番80号
債務者　木塚みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
佐賀県佐賀市若宮３丁目５番80号
債務者　木塚　輝利
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
山口県防府市自由ケ丘３丁目15番12号
債務者　磯村佳菜江
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
山口市秋穂東3205番地２
債務者　嶋中　清子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
山口市平井668番地２　徳原荘Ｃ－Ａ号、前住所山口市平井668番地２　徳原荘Ａ－Ｂ号
債務者　占部　伸明
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
山口市大内御堀2125番地　御堀県営住宅４棟302号
債務者　有間　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
熊本市大窪４丁目１番23―313号
債務者　上野美和子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１２号
熊本市小沢町35番地
債務者　城　　隼人
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１５号
熊本県菊池郡菊陽町花立３丁目12番３号
債務者　山口　芳樹
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部